

令和5年度事業計画書

相談支援事業所『やっぽ』

1. 事業内容

- 特定相談支援事業（たつの市指定）
- 一般相談支援事業：地域移行支援（兵庫県指定）

2. 目的

・障がいのある方が、地域の一員として「その人らしさ」を大切にした日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関や近隣事業所と連携して相談支援を実施する。

相談支援の提供に当たっては、職員は、①中立・公平な立場で実施する。②市町や地域の事業所と連携する。③当事者の権利擁護に努める。④自らの資質の向上に努める。⑤虐待を防止するための必要な措置を講ずる。

3. 支援内容

- 特定相談支援事業
 - ・基本相談支援 … 障がい者または家族等からの基本的な相談
 - ・計画相談支援 … サービス等利用計画作成・モニタリング
サービス利用支援
継続サービス利用支援

- 一般相談支援事業

- ・地域移行支援
 - 地域移行支援計画の作成
 - 入所施設や精神科病院の訪問による相談
 - 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援 等

4. 職員配置

- ・管理者 1名 ※兼務
- ・相談支援専門員 4名 ※兼務
- ・相談支援員 1名 ※兼務

5. 営業日等・対象者・実施地域

- ・営業日及び時間 月～金 9：00～17：00

- ・対象者 知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者 等
- ・実施地域 たつの市・太子町（その他地域は希望に応じて実施）

6. 職員研修

- ①採用時
- ②兵庫県相談支援従事者初任者研修
- ③兵庫県相談支援従事者現任研修
- ④西播磨自立支援協議会相談支援部会（2か月に1回開催）
- ⑤外部団体の主催する研修
- ⑥法人内研修 他

7. 令和5年度の見通し

《特定相談支援事業》（たつの市指定）

やつほは、揖南福祉会の事業所利用者（サルビア園及びサルビアの家）と、揖保川町・御津町エリアを主としてたつの市内の利用者を担当して支援を行っている。

サービス等利用計画の作成および継続的支援にあたっては、個々の障がい者にとって「自分らしい生活」とは何かを根底において実施していく必要がある。利用者の障がい種別は、揖南福祉会が長年取り組んできた知的障がい分野だけでなく、身体障がい及び精神障がい、難病等多岐に渡っている。その上個々が抱える問題は、経済的なことや家族関係等複雑化しており、解決に当たっては、行政を始めとして、介護保険や医療保険関係の専門職との連携も行っていくことが必要となっている。

支援をすすめる過程で、利用者およびご家族、そしてそこに関わる支援者の方々からの相談支援事業所に対する期待を痛感する場面が多くある。相談支援専門員は、その役割に応えることができるよう幅広い分野についての専門的知識の習得や、行政および他職種との連携を図り、利用者の生活を支える支援者の1人として研鑽を積んでいく。

《一般相談支援事業》（兵庫県指定）

長期精神科病院入院の障がい者が地域生活に移行するにあたって、住居や活動に関する相談や、事業所への同行支援を行い、スムーズに地域生活に移行できるように支援していく事業である。

この圏域での実施はなかったが、今回やつほで初めて実施予定である。病院や県の健康保健福祉事務所と連携していく。